

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 8 号

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年瀬戸市条例第 1 3  
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害援護資金の限度額等) 第 1 3 条 <省略> 2 災害援護資金の償還期間は、1 0 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項に規定する <u>内閣総理大臣</u> が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、5 年)とする。 (保証人及び利率) 第 1 4 条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u> <u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。</u> 3 <u>第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第 1 5 条 災害援護資金は、 <u>年賦償還</u> 、半年賦償	(災害援護資金の限度額等) 第 1 3 条 <省略> 2 災害援護資金の償還期間は、1 0 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項に規定する <u>厚生大臣</u> が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、5 年)とする。 (利率) 第 1 4 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 <u>3 パーセント</u> とする。 (償還等) 第 1 5 条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

還又は月賦償還とする。

2 <省略>

3 災害援護資金の貸付けに関する償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

2 <省略>

3 災害援護資金の貸付けに関する償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。